

衆議院第五十一回回国会建設委員会

昭和四十一年二月二十三日(水曜日)

### 委員外の出席者

議錄第五号

四五

○地 そういうものが第一母にありますて、それから第二号に、「河川管理施設の敷地である土地」、それから第三号に「堤外の土地」ということで、第一号、一番最初に申し上げました区域と一体になって管理を行なう必要があるもの、そういうものを河川区域といっておりまして、その区域上の土地を河川敷と称しております。

○栗原委員 つまり私が質問したのは、河川区域の土地はすなわち河川敷だ、これでいいのですか。

○古賀政府委員 そうであります。

○栗原委員 そうすると、河川区域の認定のない川がかりにあつたとすれば、そこには河川敷といふものはないのですか。

○古賀政府委員 河川区域の認定が行なわれると、いう条件もありますが、河川は通常をいうぐいで自然に流路を形成しておりますし、通常常識的に考えられる第一号に掲げてあります「河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生長の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地」というものは、通常河川区域に認定しなくとも河川区域と称せられるものだと思います。ただ認定事務が必要かどうかということは別問題だというふうに解釈しております。

○栗原委員 それでは次に法務省にお尋ねしますが、河川敷なるものは土地である。土地である限り、河川敷は登記上どういうぐあいに取り扱つておりますか。私の常識では、少なくとも土地には地番があり地籍がある、こう考えるのですが、河川敷なるものは、すべてこれは登記上、登記にのぼり、また公図上は公図に載せられておる、こう思うのですが、これはどうなつておりますか。

○住吉説明員 お答えいたします。

旧河川法時代の登記法上の規定は、登記法上、いわゆる国有地と申しますか、公有地と申しますが、これにつきましては、原則として登記をする

ことをいたしません。したがいまして、旧河川法の規定は、先生のおっしゃる河川敷、河川区域に認定されると、河川管理者からその旨の登記の嘱託がございます。そういたしますと、この該当土地の登記簿を閉鎖する、すなわち登記簿からそれを除きまして別とじにいたしまして、それは生きていらない登記だ、こういう扱いにいたしております。それからたとえば民有地が河川敷になつた、こういうことになりますと、やはりその旨の登記の嘱託がございますが、もちろん、いま言いますような規定になつておりますので、そこに新たに地番をふつてこれを閉鎖してしまうというようなことはいたしておりません。

○栗原委員 どうも答弁に立つのに、何かあらかじめこう聞いてくるだろうという予見を入れて答弁しているようですが、そういうことを聞いているんじゃないのです。いろいろと国有財産の審議会の審議の経過等を見ても、同じ国有地でも河川敷になつた場合には、ちゃんと所管がえといふような手続きまでとつている。したがつて、別に不動産登記法ができたから川が生まれたわけでもなく、河川法ができたから川が生まれたわけでもないのです。初めから川というものがあつて、それによつて河川法もできただろうし、また制度上不動産登記法もできただのだから、河川敷というものは原始的にあるものだと思うのです。そういう中で、一体河川敷なるものは、登記法ができたときにもどもとのものはどういう取り扱いを受けたのだ、こういうことを聞いているのです。だから、日本の国土の中に、登記簿に登載されない、地界も何もついていない土地というものが原則的に存在しておるのかどうか、本来的にはすべての土地に地番がつき、それがたまたま河川敷になつていれば河川敷なんだ、こういうふうに扱つておるのか、その辺はどうなつか、このところを聞いておるわけです。

○住吉説明員 先ほど申しましたように、国有地は原則として登記されておりません。したがいま

して、またそこに地番を付するというようなことはいたしておりません。現実には不動産登記は御存じのように、対抗要件でございますから、未登記の土地というのもいぶんございます。それから登記をする必要のない土地、すなわち国有地がその一例でございますけれども、これもまた登記はされておりませんので、そういうものについては地番を付しておりません。

○栗原委員 そうすると、国有地には本来的に地番は付していないのですか。ほんとうかね。そんなことを書いていて大丈夫かね。国有地に地番がついていないの。それじゃ国有地を民間に払い下げるときに、初めて地番をつけてやるのかね。

○住吉説明員 民有地を國が買収いたします、そういう場合にはもともと民有地に地番がございまさから、そういうことは言えます。それから無地番の国有地の地番の付されてない土地を民間に払い下げるといいますか、処分いたします、そういう場合には、登記所で地番を付します。

○栗原委員 そうすると、国有地を国有地だと主張するときに、それはどうやって主張するの。○住吉説明員 もし問題の土地が国有地であるかどうかということについて争いがござりますれば、すなわち、民間人がその土地は自分のものだ、一方、國のほうで、いやそれは国有地だということで争いになるいたしますならば、これは公権的に確定する方法としては、訴訟による以外には方法はございません。

○栗原委員 これはいま両院の決算委員会で国有財産の問題が非常にうるさくなつてきておるに、どうも何か国有地の保全の方法としておかしくないように思うのだな。いま言つて一方で、民有地が國に侵されているときには、民有地の権利に基づいておれは侵されていると主張する。しかし國有地のほうからは、民間から侵された場合にそれで時間を使つているわけですが、お話を聞いてみると、國の財産に対する対抗要件としての登記の関係というものがきわめてどうも甘いというか、弱いというか、俗なことばで言えばなつてないというような状況のよう気がするので、これはあらためて場をかえて決算委員会の国有財産の問題のところでみつかり振り下げるとしていたくことにいたしたいと願います。

そこで、いろいろ国有財産が問題になつております。それは、まず一つは、國有地が民有地と混ざつて、つまり國有地が民有地と混ざつて、それが國有地であると主張するには、どうも何か國有地の保全の方法としておかしくないように思うのだな。いま言つて一方で、民有地が國に侵されているときには、民有地の権利に基づいておれは侵されていると主張する。しかし國有地のほうからは、民間から侵された場合にそれで時間を使つているわけですが、お話を聞いてみると、國の財産に対する対抗要件としての登記の関係というものがきわめてどうも甘いというか、弱いというか、俗なことばで言えばなつてないというような状況のよう気がするので、これはあらためて場をかえて決算委員会の国有財産の問題のところでみつかり振り下げるとしていたくことにいたしたいと願います。

特に國有財産としての土地が問題になつております。それは、まず一つは、國有地が民有地と混ざつて、それが國有地であると主張するには、どうも何か國有地の保全の方法としておかしくないように思うのだな。いま言つて一方で、民有地が國に侵されているときには、民有地の権利に基づいておれは侵されていると主張する。しかし國有地のほうからは、民間から侵された場合にそれで時間を使つているわけですが、お話を聞いてみると、國の財産に対する対抗要件としての登記の関係というものがきわめてどうも甘いというか、弱いというか、俗なことばで言えばなつてないというような状況のよう気がするので、これはあらためて場をかえて決算委員会の国有財産の問題のところでみつかり振り下げるとしていたくことにいたしたいと願います。

○古賀政府委員 その点につきましては、まことに残念でございますけれども、明瞭にお答えできません。ただ河川の場合に非常に困りますことは、従来から河川区域を認定しまし

てくいを立てていたわけでござりますが、それが洪水等によって流失する等いろいろな問題がありまして、その辺の境界の指定の問題がなかなか打ち合せできない、あるいは民地との境界の問題もなかなかむずかしい。そういう問題もございまして、現実において解決がなかなか困難な点がございましたので、その点もありまして、おくれておるというような状況であります。しかしながらこれは早急に煮詰めるべき問題でございまして、われわれとしまして河川台帳の作製を早急に急ぎまして、さような問題を解決していきたい、かように考えております。

○栗原委員 苦しい答弁をしておるのでけれども、それはまるで逆なんですよ。現地において、現地の区域がよくわからぬということは、私も十分理解できるのだ。しかしながら行政行為によって相手の所有権を排除したその際ににはちゃんと台帳ができるべきならぬし、したがつて現地において区域がなかなかはつきりさせられなくても、少なくとも事務の手続上、書類上では何番地は私権を排除し、その面積は幾らであるということの集計によって、個所は幾カ所、その面積は幾ら——ただ現地では、その境界がなかなか具体的にはつきりすることがむずかしいという段階でなくちゃならぬはずなんだ。これは一体どうなんですか。

○古賀政府委員 これも非常に言いわけがましくていいへん恐縮でござりますけれども、現在、河川において台帳が非常に整備ができるていないという点がござります。それからまた先ほどありましたように、現地で境界の設定が非常にむずかしいという問題もございます。台帳につきましてその整備を、先ほど申し上げましたように、できるだけ急いでいくということをわれわれとしましては考えておるわけでございます。現地も並行してその問題を解決していくように努力したい、かように考えております。

○栗原委員 私はいまのような答弁の中から非常

に疑問を持つのです。台帳も整っていない、現地もことだといふことが言えない。そういうことで今後どうやって国有はここなんだということを出していくべきですか。台帳も整っていない、文書上にも明らかになつてない、現地でも明らかになつたのはことだといふことがはつきりしておらず、それに基づいて、これから書面上整理はし除した。したがつて昭和四十年四月一日から国有になつたのはことだといふことがはつきりしておれば、それに基づいて、これから書面上整理はしていける。ところが書面上でも明らかでない、現地でも明らかでない。どこから明らかにするのですか。大体そういうくだらない行政行為というものは効力もないのだ、どつちもわからぬようなものは。どうなんですか。

○古賀政府委員 そういう確認の問題でございますが、河川台帳等の不備の点もござりますが、不動産登記法とかあるいは公図等によりまして國の所有であるかどうかということを確認して、できるだけ行なつていきたいというふうに考えております。

○栗原委員 いや、それは何によつて確認するのか。出てきたものは行政行為であるところの憲法その他公然告示行為、これによつてしまつたはずなんですよ。それによつてしまつて、そしてそのものから展開される権威のある関係書類はどうにもわからぬのでしょうか。それがわかつておれば計算が出るはずなんですよ。したがつて、行政行為を行なつた当時の所有権を排除した相手方の持つておった地番もわからなければ地域もわからぬ。何もわからぬ。いうなれば、くいを打つたりいろいろなことをした。そのくいは流れちゃつた。しかも流れちゃつたくいが、学問的に建設省のある学者の書いた本などを私もすいぶん読んでみましたが、それはくいで打つ方法もある。しきれは流れるから何回流れて再現できるような規定をしておかなければだめだ。こういうことをはつきりうたつておるのですよ。それはもよりの災害があつても不動の地点である。いうなれ

ば、三角点から一番ぐいを規定していく。どの角

度の何メートルの上に一番ぐいを打つ。一番ぐいは、そのくいから何度の角度に振つて何メートルに打つ。これなら流れてもどうなつても現地では何回も同じことが再現できるわけですよ。そういうこともできない。一方には、何番地が河川敷になつたのだというそういう明示もない。これからどうやつてきますか。

○古賀政府委員 先ほど、河川区域に認定したたために私権が抹消されました地點につきましては、河川区域を認定した國面はあるわけです。だから、その認定の國面に基づきまして、現地にどう落としていくかということは、今後の問題になるかと思いますけれども、非常に集計がそういう点でむずかしいということを申し上げておるわけでございます。

○栗原委員 そこで、いろいろと河川局長も苦労しながら、援助を受けながら答弁しておるのでですが、二つに分かれるのですよ。ということは、その認定した國面とか書類がある。これを公告の中で完全に一般に縦覧に供した國面、一般に縦覧に供した書類、こういうことがはつきりうたつてある場面と、そういうものが全然うたつてない、ただ、くいを打つばなしで、そのくいを見通した線の中の地域、こういう二つの場面がある。私は、一般に縦覧に供したという、その縦覧に供した根拠があれば、この根拠によってやつておけると思うのだけれども、全然そういう公告の中に、他に書類があるということを何ら規定していない公告では、これはまるで立つ根拠というものはゼロであると私は思ふ。しかしこの点は十分ひとつ研究してもらいたい。

○古賀政府委員 その砂利採取を許可する場合には、河川管理者としましては、これは二級河川時代でございますと知事が管理していたわけでございますが——河川法の施行前の問題もありますし、したがいまして、その時代に行なわれた採取許可もありますから、でございますが、そのような場合には、河川敷であることあるいは民有地でないことを公図とかいろいろな点におきまして認めまして、それで、そういう所有者との関係のいざこざが生じないようにということでやつてきましたが、それはくいで打つ方法もある。しかしないのに、砂利採取については一括的に地域をきめて採取許可を出し、しかも都道府県は、建設省の採取許可を受けて、山代と称してお金をとつておるわけだ。ところが、あとになつて、これが国

有地でないとなつたらこれはどうなるのですか。

○古賀政府委員 砂利採取と土地の所有権は別個なものだとわれわれは考えております。

○栗原委員 それは土地を持つておるから、黙つてとつていいとは考えていない。河川管理上これ

は支障がないという許可を得なければ、たとえ所有権を持っておつてもみずから土地の砂利採取もできない。しかし河川管理上これはとつていいからといって、國が他人の土地の砂利をとつていい、錢をとれ、そんなことができますか、どうですか。

○古賀政府委員 河川管理者は、河川管理上支障がないということをうたうわけでございまして、当然当事者間におきまして、土地の所有権者と協議事項となることだと思います。

○栗原委員 河川管理者は、あとからそこははつきりしておられることは、あとからそこははつきりしてみたらまるで民地だということになる危険を包蔵するでしょう。こういうことをわれわれは再三警告するんだけれども、ぬけぬけとやつてている。これは一体どういうことなんですか。

○古賀政府委員 その砂利採取を許可する場合には、河川管理者としましては、これは二級河川時代でございますと知事が管理していたわけでございますが——河川法の施行前の問題もありますし、したがいまして、その時代に行なわれた採取許可もありますから、でございますが、そのよう

な場合には、河川敷であることあるいは民有地でないことを公図とかいろいろな点におきまして認めまして、それで、そういう所有者との関係のいざこざが生じないようにということでやつてきましたが、それはくいで打つ方法もある。しかしないのに、砂利採取については一括的に地域をきめて採取許可を出し、しかも都道府県は、建設省の採取許可を受けて、山代と称してお金をとつておるわけだ。ところが、あとになつて、これが國

というふうに考えております。

○栗原委員 それは民地と官地が明らかになつておれば、これはきわめて簡単なんですよ。ところが、明らかでない。特に明らかでない問題を伏在しておるのは、さつきも少し触れました、同じ河川区域の認定行為の中で、一般に総覧する公団とか一般に総覧するところの地域名簿とか、こういふものを規定していない河川区域の認定によって認定したところを、一方では、行政の関係者は、

これはこれで有効なんだからどこかに河川区域の線があるはずだという主張をし、一方では、それは区域の認定はしておるけれども、区域の確定がないから、これは効力がないんだというような主張の中から争いがある。こういうところについては、きわめて危険な問題がやはり伏在する。こういうところは、率直に言つて、業者がすでにプラン等を持ち、そして業を行なつておるから、全部ストップということは、それはたいへんではありませんよけれども、でき得る限り絶対に間違いないという地域で仕事を続けさせて、一日も早くそういう問題は明らかにしていく、こういう方向をやはりとするべきだ、こう私は考へておるわけなんです。

そこで、その点はそういうことにしておいて、次に今度は経済企画庁の方にお伺いするわけですが、それはどういうことかというと、地域によつて国土調査が行なわれ、その結果、公団上白地図地帶といふのがたくさんできました。ところが、河川法の改正と相呼応して、白地図になつたところは本来的には国有地になるんだ、こういう説が行なわれて、なかなかこれらの問題が入り乱れておるわけです。

そこで、国土調査を担当された経済企画庁の方にお尋ねするのだけれども、あの国土調査を行なうときに、地元の官庁とかあるいは農業関係の実行組合長とかにいろいろ協力をして調査を行なつたわけですが、このときの説明は、これは実態を調査するのであつて決して所有権には関係ないんだ、どのような答えが出ても所有権そ

のものには関係ないんだ、こういう説明をしながら調査を進め、そして出た結果は、区画が不明になつたという形の中で白地図地帯ができる。白地図地帯で区画もわからんんだから、これはもう所有権はなくなつたなどと言われておるだけれども、ほんとうはどうなんだ。ここで國土調査と所有権の関係について明らかにしていただきたい。

#### ○小西説明員 お答え申し上げます。

國土調査につきましては、ただいま先生もおっしゃいましたように、その実態を明らかにするということで、実際上の作業いたしましては、土地の登記簿にござります資料をもとに調査をいたしまして、その結果に基づいて実態調査をいたしまして、地図あるいは地籍図をつくつたわけでございますが、ただいま申し上げましたように、土地の所有権につきましては、これは土地不動産登記簿を基礎としておりまして、所有権が変更するということはないわけございます。したがいまして、ただいまも白地図につきましては、土地登記簿にないというものにつきましては、國土調査の対象にいたしておらないわけでございます。

○栗原委員 法務省にお尋ねします。ただいま企画庁のほうで行なつた國土調査に基づいて公団等が白地図になつた部分がある、これを受けて登記関係のほうではどのような取り扱いをしておるか、この点について概略を御説明願いたい。

○住吉説明員 國土調査の結果、地籍図という現状登記所にござります税務署から引き継ぎましたいわゆる公団、これよりもより精度の高い面図がまいります。したがいまして私のほうではその地籍図を、今度は從来あります公団と振りかえまして、それによつて事務を処理するということになります。

それから、ただいま先生のおっしゃる、白団ができた場合にどうするかということです。これが、白団ができるが、白団ができたからといって、たとえば関係土地の地籍を登記所が積極的に何割増しで面積をふやすというようなことは登記所としてはできません。

のものには関係ないんだ、こういう説明をしながら調査を進め、そして出た結果は、区画が不明になつたのは、これは滅失ではなくて荒れたうに、実体的に権利を確定していただいて、それが、明らかでない。特に明らかでない問題を伏在しておるのは、さつきも少し触れました、同じ河川区域の認定によって認定したところを、一方では、行政の関係者は、

○栗原委員 いま末端の登記所へ行くと、公団は白地図になつておる。登記簿には登記簿を開鎖して滅失という字を使っておる。この滅失という字がどういうことを意味するのかわかりませんが、区画は確かに滅失している。区画は滅失したから、結局白地図にならざるを得ない、こういうことはですが、区画滅失とただ単に滅失ということは、受け取る側にとっては非常に重大な感じを与えるのであって、区画が滅失しておるから、地籍によることろの抄本等は、これは出せないという形で閉鎖になつておるのか、実際そういう所有権の対象としての土地が滅失したという意味の滅失なのか、そんなことがあつてはならぬと思うのですが、この辺の御指導やら、また区画滅失という字を使つべきだが、單に滅失という字を使つておることについての考え方、こういうところをちよつと述べていただきたい。

○住吉説明員 旧河川法下においての滅失と申しますのは、先ほども申しましたように河川管理者から該当土地は河川区域に認定されたという趣旨の登記の嘱託がござりますと、一般取引の対象になりませんので、それは別とじにいたしまして、閉鎖登記簿に入れる。その原因を俗に滅失と言つております。ところが新河川法の制定に基づいております。ところが新河川法の制定に基づいて、いまおっしゃるようになだめられ、その意味からいえば、滅失という概念は私はどうも解せない。滅失すれば対象でなくなるわけですから、やはり対象として所有権はある、あるけれども、そこは水が流れているのだから、そういう意味からいえばそこが流水地区になつて客觀的に土地がなくなつたという場合には、厳密にこれを滅失と言つております。したがいまして私のほうではその

はわれわれは考へませんが、田畠が流れで荒れ地の形になつたのは、これは滅失ではなくて荒れたのだ、こう理解しておるが、この辺はどうなんですか。

○住吉説明員 私、新河川法を受けまして、滅失

ということは厳密に客觀的に土地が滅失した場合にこう申し上げましたが、それはいわゆる河床になつた、そこにたとえば河川が経路を変えまして新たに水が流れてきたというような場合には、それが土地としての利用効果がなくなりますと、それを厳密な意味で滅失と言つております。したがいまして、たとえば田畠が荒れて荒地になつたといふ場合は、これは地目の変更でございまして滅失ではございません。

○栗原委員 新河川法によれば、たとえ河川区域の認定がなくとも——今度は河川区域の指定です

が、指定がなくとも、そこに常時水が流れるようない状態ならば、そこは当然河川区域である、こういうぐあいに一号の河川区域というようなことでなるわけですが、しかし、そのことによつて河川区域——今度の河川法では、水が流れているけれども私権は排除されないので、水が流れていっても、土地は水の流れる土地だ、なぜならば池をつくつても、池だから土地がないのではなくて、土地の上に池ができるのだから、そういう意味からいえば、滅失という概念は私はどうも解せない。滅失すれば対象でなくなるわけですから、やはり対象として所有権はある、あるけれども、そこは水が流れおり、積極的に河川区域に指定されなくて、河川区域になるのだ、こう理解しているのですけれども、この辺の法務省の理解はどうなんですか。

○住吉説明員 ちょっとこまかい議論になつて恐縮でございますが、不動産登記法の八十一條ノ八という、新河川法を受けまして登記法の一部を改正した条文の第二項に、「河川法ノ適用又ハ準用セラルル・河川ノ河川区域ノ土地が滅失シタルトキハ河川管理者ハ避難ナク滅失ノ登記ヲ嘱託スルコトヲ要ス」こういう規定を設けております。こ

ここでいいます滅失は、先ほど申しました、それがいわゆる河床になりまして、たとえばあるときは川が流れ、あるときはかれてそこで耕作も可能である、こういう状態の場合は想定はしておりません。當時そこに流水があるという状態の土地でございます。

○栗原委員 これはひとつ、大臣もせつからく見えたのだから、いまの議論を聞いておつてお答え願いたいのですが、私は河川敷の滅失という概念といふのではなくて、たまたまその河口付近で河口が陥没して、たとえば信濃川の河口がどんどんラップ状になつて、二度と再び陸地的な姿にならなところ、こういうところは海岸線の陥没と同様に滅失という概念の中に入れて、これは無理ではないと思うのですよ。しかし、河川の中流、上流方面でたまたまその流水が流れているその地を、これは河川の水の流れる場所になつたとして滅失だというがときは全然これは間違いである、こう考える。大臣、どうですか。

○瀬戸山国務大臣 法律のこまかいことは承知いたしておりますが、問題はその所有権關係がどうなるかということがあります。いま聞いておりまして、田畠の姿が、河川の流域の変更によつて田畠等としていわゆる常識的には使用できない、こういう場合を滅失というふうに法律がなつて、あるいは解釈されておる、こういうふうに聞いたのですが、その際に、御承知のところからさらず河川を整理して耕地に復旧するのかどうかという問題もあり得ると思います。だから、その所有関係がどうなるかということにかかるて、おるのじやないかと、私はいま聞いたばかりですから、思います。その点をもう少し専門家からお聞き取りを願いたいと思います。

○栗原委員 大臣いまま来たばかりでよくその成り行きがわかつておらぬと思ひますが、私の常識的に言えれば、河川が荒れてそして付近を荒らした場合、たとえば近くは伊豆半島の狩野川のような問題、ああいうふうに荒れた場合には、本来的には土木建設を担当する國の機関である建設省が原状

回復するのが本来の姿だと思うのですよ、しかし、いろいろ金もかかり、そもそもやり切れないという場面も出てくる。本来は原状回復を公共事業としてやるべきものを、金がかかるからできぬといって、一部はやって一部はやらない。やらないほうは

これは水が流れているのだから、おまえの所有権はないのだぞ、これでは話にならぬと思うのです。だから、本来的には、原状回復をするものは原状回復をして、原状回復のでき得ないものは、それは本来的にはたとえ幾らでも金を払つて國が買収して河川敷に編入すべきものだ、こう思うのです。そしてまた新しい河川法は河川の姿の中で所有権を排除するという姿はあり得ないはずだと思つてゐるのですけれども、登記の面から、登記のほうの手続上、滅失というような文字がある。滅失はすなわち所有権の対象ではなくなるわけですか

れども、実際にはそういうことはあり得ないのであって、みずから放棄をすれば別のこと、それは所有権がみずから有意思に反してでも失われる場面があるようにいま初めて聞いたわけなんですけれども、実際にはそういうことはあり得ないのであって、みずから放棄をするれば別のこと、それは所有権はそのまま存在する。ただ、いろいろ関係もあるから、区域等も不分明になる。国土調査法でまたそこをやれば、おそらく白地図になるだろう。そういうことから当然そこは登記簿は閉鎖される、何らかの新しい事態ができるまではそれは変わつてくる、こういうような姿になるのなら話はわかるのだけれども、どうも川が荒れた。その結果滅失ということが起こり、滅失ということは考えられないと思うのですけれども、この点、大臣どうですか。

○瀬戸山国務大臣 河川局長からもう少し笑つ込んだんだ答えたをすべきかと思いますが、私、実例を申し上げます。

その際にも所有権はなくならない、どう私は思つております。ただ、先ほど申し上げましたようないま栗原さんがおっしゃったように、河川の問題とは別であります。

流域が変更した、そういうことがしばしばあります。それをもとに戻すということは、河川の形状からいって、河川は比較的自然に従つて流れます

から変更された河川のほうが適当であると思つてあります。こういう場合があるかと思います。それ

しますと、もとの河川に復旧するにはきわめて大きな経費がかかる。さらにそれを耕地等に復旧するのも金がかかる。こういう実例があるわけ

あります。私もそういう実例にあったことがあります。そういう際に、そのままにしておけば事

実上なかなか耕地が復旧はできない。そこで、河川の形状を、この際流域を変えたほうがいいといふ場合には、そこで堤防をつくる。したがつて、堤防敷あるいは河川敷になつてしまふと耕農地等があるわけでござります。ただ、その際、所有

権はなくならないと私は思うのです。問題は、その河川敷あるいは堤防敷にするものといわゆる耕地等であったところを、それでは河川敷として国有地にすべきかどうか。私は国有地にすべきだと

思つております。ただ、問題はその際に国有地として買い上げと申しますか、対価をどのくらいに算定するかという際に、実例としては非常に問題

になる。なぜかというと、現に耕地でない、自然

の力によってそなつたわけではありませんけれども、耕地でないから、耕地としての、農耕地とし

ての買い上げをする、対価を払うわけにいかない

という問題がありますが、どのくらいに値段をきめるかは別として、所有権がそれになくなつてしまふということは私はちょっとと考えられない。そ

ういう実例がありまして、耕地としての対価を払はざるを得ないわけですね。たとえば砂利採取の

権は登記簿には載つていない、こうおっしゃつて

河川区域なるものが、今度の新河川法では付近地が保全地になり、河川区域もおのずから一号で

きまる。こういうことになるわけなんですけれども、いわゆる砂利採取の問題と関連してくるわけ

なんです。そこで先ほど法務省のほうから言つたと、本来的な河川敷については登記上主張する根

柢は砂利採取の問題と関連してくるわけなんです。そこで先ほど法務省のほうから言つたと、本来的な河川敷については登記上主張する根

柢は砂利採取の問題と関連してくるわけなんです。そこで先ほど法務省のほうから言つたと、本来的な河川敷については登記上主張する根

柢は砂利採取の問題と関連してくるわけなんです。そこで先ほど法務省のほうから言つたと、本来的な河川敷については登記上主張する根

とは別であります。

○栗原委員 大臣の説明でまず納得をいたしました。

次に、ちょっとこれはやはり河川局長のほうへお尋ねするわけなんですが、河川で支川、派川と

は受けておるけれども、河川区域の認定が随伴しないなどいうようなものがありますか、ございま

せんか。この辺どうですか。

○古賀政府委員 支川、派川で、旧法時代は区域認定を行つておらず、支川、派川の認定は受けたけれども、河川区域の認定が随伴しませんが、新法では六条の一号と二号ですね、これにつきましては認定必要ないので、認定しなくて

も当然河川区域はきまつてくるんだろうというふうに考えてます。

○栗原委員 なぜ私がこういうことを聞くかといふと、かなり大きい支川、派川の中で、いわゆる河川区域なるものが、今度の新河川法では付近地等があつたところを、それでは河川敷として国有地にすべきかどうか。私は国有地にすべきだと

思つております。ただ、問題はその際に国有地として買い上げと申しますか、対価をどのくらいに算定するかという際に、実例としては非常に問題

になる。なぜかというと、現に耕地でない、自然

の力によってそなつたわけではありませんけれども、耕地でないから、耕地としての、農耕地とし

ての買い上げをする、対価を払うわけにいかない

という問題がありますが、どのくらいに値段をきめるかは別として、所有権がそれになくなつてしまふということは私はちょっとと考えられない。そ

ういう実例がありまして、耕地としての対価を払はざるを得ないわけですね。たとえば砂利採取の

権は登記簿には載つていない、こうおっしゃつて

河川区域なるものが、今度の新河川法では付近地が保全地になり、河川区域もおのずから一号で

きまる。こういうことになるわけなんですけれども、いわゆる砂利採取の問題と関連してくるわけ

なんです。そこで先ほど法務省のほうから言つたと、本来的な河川敷については登記上主張する根

柢は砂利採取の問題と関連してくるわけなんです。そこで先ほど法務省のほうから言つたと、本来的な河川敷については登記上主張する根

柢は砂利採取の問題と関連してくるわけなんです。そこで先ほど法務省のほうから言つたと、本来的な河川敷については登記上主張する根

よつて国有地になつたところは、これは国  
のものだ、しかしその他は全部民有地だ、こうい  
う形の中では、これは実際問題としてはなかなか容  
易ならない問題が現に起つてゐるのです。それ  
は中央におれば、書類だけながめておれば事が済  
むわけだけれども、第一線の者はなかなかそうは  
いかない。第一線の役人衆は、ほんとうによわつ  
てしまつて、サンドイッチ式に締め木にかけられ  
てゐるような目にあつわけです。いままで既存の  
業者にプラントをつくらしてやつておる。大体こ  
こを掘ろうと思つて待つておつた、ところが新し  
い所有権を次から次へと買い上げて、そうしてこ  
こはおれたちのものだ、こういう形が出てくる。  
一体こういう問題をどうするか。これは実際問題  
としてなかなか容易ならない問題なんです。こうい  
う点をどう処理なさつていこうとするか。これ  
は河川行政上、非常に大きな問題になつてくると  
思うので、基本的な態度というか、姿勢というか、  
方向というか、そういうものをひとつ明らかにし  
ていただきたい。

ところは多々あるわけです。したがいまして、おつりしゃられましたようないろいろな問題が生じておられます。ただ、こういう砂利採取を、河川管理上支障がなければ採取を許可していくともいいと思いますが、河川管理上支障がある場合にはこれは河川法の適用をしまして、取り締まっていきたいと思います。しかし、相手側は私権を主張されますが、その辺の調整が非常にむずかしいのですが、これは強力に行政指導していきたい。先ほど申し上げましたように、採取の基準とかいろいろなるのをつくりまして、それに基づいてやっていくふうにいたしたいと思います。なお、今後砂利採取は非常にふえてまいります。したがいまして、そういう問題が今後とも起こると恩いますが、先ほど申し上げたような基本原則に従いまして指導していくべきだ、そういうことで強方に進めております。

つて国有になる河川区域の認定の個所数並びに国有になる総面積、そして現にこの時点までに処理された個所数と面積、こういうものを資料としてあとから出していただきたいと思います。

最後にいま一点お尋ねのですが、新河川法ができるときに、今度は河川法の施行規程ではなくて施行法ですか、施行法の第十九条に、前の施行規程の九条、十条は新河川法になつても生きているんだ、こういう規定があるわけです。それは私権を排除された土地に対する占用権の優先権を規定した条項です。この解釈について、前に河野さんが建設大臣のときに一議論やったことがあります。新しい河川法では、河川区域に認定されても、今度は私権を排除しないのだ。旧河川法では、私権を排除して所有権まで奪ってしまうのだ。あまりに均衡を失するではないか。したがって、占用権についての、荒れ地にあらざるものとの解釈をどう解釈するかということで実は論争いたしました。私は、行政慣例から言うと、荒れ地にあらざるものというのと、行政解釈では、畑が畑でなくなったものは荒れたものだ、こういう解釈をして今日まで行政をしてきておる。しかし、新河川法では、そういう解釈では均衡があまりにもとれないと。そこで荒れ地とは、旧所有者がそこに価値を認めなくなつたものが荒れ地なんだ。所有者が価値を認める限りは荒れ地でない、こう解釈すべきではないか。もととざくばらんに言えば、今回河川区域に認定されても所有権を排除しないゆえんのものは、河川管理上必要な一切の制約に服すれば、その他の所有権を持たしておいてもいいではないか、こういうことに発しておるはずなんだから、私権を排除したときにも、私権を排除したという形式上の姿はとつておるけれども、実質上は、河川管理上必要な一切の制限に服すれば、その他のものは占用権という名前で旧所有権者に与えてもいいではないか、こういう解釈のしかたをしたらどうだという議論をしたわけです。当時河野建設大臣は、原則としてはと、特に頭へつけ加えて、そのとおりでございます、こう答えておる

## 海岸法の一部を改正する法律案

○田村委員長 この際、海岸法の一部を改正する法律案、都市開発資金の貸付けに関する法律案及び交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案を一括議題とし、提案理由の説明を聽取いたします。建設大臣瀬戸山三男君。

海岸法の一部を改正する法律案

海岸法の一部を改正する法律

海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項に次のたゞ書を加える。

ただし、政令で定める地域に係る海岸保全区域において施行するものに要する費用は、国がその三分の二を、当該海岸管理者の属する地方公共団体がその三分の一を負担するものとす

附 則  
1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

昭和四十年度以前の年度の予算に係る負担金に係る経費の金額で昭和四十一年度以降に繰り越されたものに係る海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に要する費用についての国及び海岸管理者の属する地方公共団体の負担の割合については、改正後の海岸法第二十六条第一項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例によ

○栗原委員 まだなかなか尽きないことも多いのですが、本日は以上をもって質問を終わります。ありがとうございました。

○古賀政府委員 大臣の御意見と同じでございました。

○栗原委員 最後に栗原さんがお話しになつたような解釈でけつこうだと思います。

○瀬戸山國務大臣 最後に栗原さんがお話しになつたような解釈でけつこうだと思ひます。

○田村委員長 この際、海岸法の一部を改正する法律案、都市開発資金の貸付けに関する法律案及び交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案を一括議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。建設大臣瀬戸山三男君。

海岸法の一部を改正する法律案

海岸法の一部を改正する法律

海岸法(昭和三十一年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、政令で定める地域に係る海岸保全区域において施行するものに要する費用は、国がその三分の二を、当該海岸管理者の属する地方公共団体がその三分の一を負担するものとする。

附 則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 昭和四十年度以前の年度の予算に係る負担金に係る経費の金額で昭和四十一年度以降に繰り越されたものに係る海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に要する費用についての国及び海岸管理者の属する地方公共団体の負担の割合については、改正後の海岸法第二十六条第一項ただし書の規定にかかわらず、なほ從前の例によ

る。

### 理由

一定の地域における直轄の海岸保全施設に関する工事に要する費用についての国の負担率を引き上げることにより、その工事を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 都市開発資金の貸付けに関する法律案

#### (都市開発資金の貸付け)

第一条 国は、地方公共団体に対し、次に掲げる土地の買取りに必要な資金を貸し付けることができる。

一 次に掲げる施設及びこれと密接な関連をする政令で定める施設並びにこれらの施設の附帯施設の敷地で、都市の機能を維持し、及び増進するため計画的に整備改善を図る必要がある重要な市街地の区域内にあるもの

イ 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(昭和三十四年法律第十七号)第三条に規定する工業等制限区域内の同法第二条第四項に規定する制限施設

ロ 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律(昭和三十九年法律第百四十四号)第三条に規定する工場等制限区域内の同法第二条第四項に規定する制限施

二 人口の集中の著しい政令で定める大都市(その周辺の地域を含む)の秩序ある発展を図るために整備されるべき主要な道路、公園、緑地、広場その他の政令で定める公共施設

三条の規定により都市計画として決定されたものの区域内の土地

(利率及び償還方法)

第二条 前条の規定による貸付金の利率は、同条

第一号の土地に係る貸付金にあつては年五分五厘とし、同条第二号の土地に係る貸付金にあつては年六分五厘とする。

2 前条の規定による貸付金の償還期間は、十年

(同条第一号の土地に係る貸付金にあつては三年以内の、同条第二号の土地に係る貸付金にあつては四年以内の掲置期間を含む)以内とし、その償還は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。

### 附則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。(一部を次のように改正する。)

第三条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第一号)の施行に

関する事務を管理すること。

第四条第四項中「第七号まで」を「第七号の二まで」に改める。

### 理由

大都市における都市の機能を維持し、及び増進するために行なわれる事業の用に供されるべき土地を地方公共団体が先行的に取得する場合において、これに必要な資金を国が貸し付けることができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置案

#### (この法律の目的)

第一條 この法律は、交通事故が多発している道路その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画のもとに交通安全施設等整備事業に関する緊急措置

全施設等整備事業を実施することにより、これらの道路における交通環境の改善を行ない、もつて交通事故の防止を図り、あわせて交通円滑化に資することを目的とする。

第二条 この法律において「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路をい(定義)う。

2 この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者(同法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なう道路にあっては、建設大臣)をいう。

3 この法律において「交通安全施設等整備事業」とは、前条の目的を達成するため、次条の規定により指定された道路について、この法律で定めることに従つて行なわれる次に掲げる事業をいう。ただし、道路の改築(第二号に規定する道路の改築を除く)に伴つて行なわれるものを除く。

一 都道府県公安委員会(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第一百四十二条の規定により権限の委任を受けた方面公安委員会を含む。以下同じ)が同法の規定に基づいて行なう信号機、道路標識又は道路標示の設置に関する事業

二 道路管理者が道路法の規定に基づいて行なう次に掲げる事業

三 交通安全施設等整備事業三箇年計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 三箇年間に行なうべき交通安全施設等整備事業の実施の目標

二 三箇年間に行なうべき交通安全施設等整備事業の量

4 国家公安委員会及び建設大臣は、第二項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、交通安全施設等整備事業三箇年計画を公表しなければならない。

5 前四項の規定は、交通安全施設等整備事業三箇年計画を変更しようとする場合に準用する。(交通安全施設等整備事業の実施計画)

第五条 都道府県公安委員会及び道路管理者は、交通安全施設等整備事業三箇年計画に即して、交通安全管理府令・建設省令で定めるところにより、協

情を考慮して總理府令・建設省令で定める基準に従い、緊急に交通の安全を確保する必要があると認められる道路を、昭和四十一年度以降の三箇年間ににおいて交通安全施設等整備事業を実施すべき道路として指定するものとする。

2 国家公安委員会及び建設大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県公安委員会及び当該道路の道路管理者の意見をきかなければならない。

3 国家公安委員会及び建設大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、總理府令・建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 国家公安委員会及び建設大臣は、協議により昭和四十一年度以降の三箇年間ににおいて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画(以下「交通安全施設等整備事業三箇年計画」という。)の案を作成しなければならない。

5 内閣總理大臣及び建設大臣は、前項の規定により作成された交通安全施設等整備事業三箇年計画の案について、閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣總理大臣及び建設大臣は、前項の規定により作成された交通安全施設等整備事業三箇年計画の案について、閣議の決定を求めなければならない。

7 内閣總理大臣及び建設大臣は、前項の規定により作成された交通安全施設等整備事業三箇年計画の案について、閣議の決定を求めなければならない。

8 内閣總理大臣及び建設大臣は、前項の規定により作成された交通安全施設等整備事業三箇年計画の案について、閣議の決定を求めなければならない。

9 内閣總理大臣及び建設大臣は、前項の規定により作成された交通安全施設等整備事業三箇年計画の案について、閣議の決定を求めなければならない。

10 内閣總理大臣及び建設大臣は、前項の規定により作成された交通安全施設等整備事業三箇年計画の案について、閣議の決定を求めなければならない。

11 内閣總理大臣及び建設大臣は、前項の規定により作成された交通安全施設等整備事業三箇年計画の案について、閣議の決定を求めなければならない。

12 内閣總理大臣及び建設大臣は、前項の規定により作成された交通安全施設等整備事業三箇年計画の案について、閣議の決定を求めなければならない。

13 内閣總理大臣及び建設大臣は、前項の規定により作成された交通安全施設等整備事業三箇年計画の案について、閣議の決定を求めなければならない。

14 内閣總理大臣及び建設大臣は、前項の規定により作成された交通安全施設等整備事業三箇年計画の案について、閣議の決定を求めなければならない。

15 内閣總理大臣及び建設大臣は、前項の規定により作成された交通安全施設等整備事業三箇年計画の案について、閣議の決定を求めなければならない。

16 内閣總理大臣及び建設大臣は、前項の規定により作成された交通安全施設等整備事業三箇年計画の案について、閣議の決定を求めなければならない。

17 内閣總理大臣及び建設大臣は、前項の規定により作成された交通安全施設等整備事業三箇年計画の案について、閣議の決定を求めなければならない。

18 内閣總理大臣及び建設大臣は、前項の規定により作成された交通安全施設等整備事業三箇年計画の案について、閣議の決定を求めなければならない。

19 内閣總理大臣及び建設大臣は、前項の規定により作成された交通安全施設等整備事業三箇年計画の案について、閣議の決定求めなければならない。

20 内閣總理大臣及び建設大臣は、前項の規定により作成された交通安全施設等整備事業三箇年計画の案について、閣議の決定求めなければならない。

21 内閣總理大臣及び建設大臣は、前項の規定により作成された交通安全施設等整備事業三箇年計画の案について、閣議の決定求めなければならない。

22 内閣總理大臣及び建設大臣は、前項の規定により作成された交通安全施設等整備事業三箇年計画の案について、閣議の決定求めなければならない。

議により交通安全施設等整備事業の実施計画を作成し、それぞれ国家公安委員会又は建設大臣に提出しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の実施計画は、交通事故の態様、交通及び道路の状況等を考慮して、効果的に交通事故を防止することができるよう定めなければならない。

3 国家公安委員会又は建設大臣は、第一項の実施計画が交通安全施設等整備事業三箇年計画に照らして適当でないと認めるときは、それぞれ都道府県公安委員会又は道路管理者にその変更を指示することができる。場合には、國家公安委員会及び建設大臣は、あらかじめ、相互に調整を図らなければならない。

#### (交通安全管理等整備事業の実施)

第六条 都道府県公安委員会又は道路管理者は、前条第一項の実施計画に従い、交通安全施設等整備事業を実施しなければならない。

#### (費用の負担又は補助の特例)

第七条 道路管理者が道路法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という）内の一般国道について実施する交通安全施設等整備事業のうち、第二条第三項第二号ロに掲げる事業に要する費用については、政令で定めることにより、国及び都道府県又は同法第七条第三項に規定する指定市が、それぞれその三分の一を負担するものとする。

2 道路管理者が指定区間外の一般国道について実施する交通安全施設等整備事業に要する費用については、政令で定めるところにより、国及び当該道路の道路管理者である地方公共団体の長の統轄する地方公共団体が、それぞれその二分の一を負担するものとする。

3 国は、道路管理者が都道府県道及び市町村道について実施する交通安全施設等整備事業に要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一をそ

る。

4 道路法第八十八条第一項の規定により国が道路に関する規定は、適用しない。

5 第一項及び第二項の規定は、適用しない。第一項から第三項までに規定する費用については、道路法第五十条第一項本文及び第二項本文、第五十六条並びに第八十五条第三項の規定は、適用しない。

第六条 第五条第一項に規定する道路管理者である建設大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方建設局長又は北海道開発局長に委任することができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

##### (道路整備特別会計法の一部改正)

2 道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「又は共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第二十一条第一項」を「、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第二十一条第一項」に改める。

第七条第一項〔又は共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和四十年法律第八十一号）第二十一条第一項〕を「、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第二十一条第一項」に改める。

第八条 第五条第一項に規定する道路管理者である建設大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方建設局長又は北海道開発局長に委任することができる。

#### 理 由

交通安全施設等の整備が著しく立ち遅れていることにより交通事故が多発している現状にかんがみ、緊急に交通の安全を確保する必要がある道路施設等整備事業三箇年計画の作成その他交通安全施設等整備事業の実施に関して必要な事項を定めが必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○瀬戸山国務大臣 ただいま議題となりました海岸法の一部を改正する法律案につきまして、提案

の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御承知のとおりわが国は四面海に囲まれ、気候風土はもちろん社会経済全般にわたり海の影響を受けるところ大なるものがあり、特に最近の臨海地帯における産業経済の目ざましい発展にかんがみましても、津波、高潮、波浪その他海水または地震の変動による被害から海岸を防護する海岸保全の重要性は、きわめて大きなものがあります。

そのため、昭和三十一年に海岸法が制定され、海岸の管理責任が明確になるとともに、海岸保全事業の推進がはかられてまいりました。が、海岸保全事業を実施した結果、海岸保全施設による状況であります。そこで、海岸保全施設に関する工事のうち、事業量、事業効果とともに著しく大きい一連の海岸にかかるものに要する費用についての国の負担率を引き上げることにより、海岸保全事業の強力な推進をはかることとし、これに必要な法律改正として、海岸法の一部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の要旨は、政令で定める一定の地域において主務大臣が施行する海岸保全施設に關する工事を要する費用につきまして、国の負担率を二分の一から三分の二に引き上げるものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

次に、同じく議題となりました都市開発資金の貸付に關する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

最近における大都市への著しい人口の集中に伴い、市街地の再開発を推進するとともに、都市形態の骨格となるべき主要な公共施設を計画的に整備することが緊急の要請となつております。

東京、大阪等の既成市街地には多数の工場が混在して公害を発生させるなど、環境悪化の原因となつておりますので、これらの地域から他の地域へ移転しようとする工場等の敷地を地方公共団体が買取ることによって、工場等の移転を促進す

るとともに、移転あと地を将来総合的な計画に基づいて行なわれる市街地の整備改善のために利用することにより、市街地の再開発を計画的に推進することが必要であります。

また、都市計画として決定された主要な公共施設の予定地については、地方公共団体がこれを買取ることによって予定地内における建築等を抑制し、将来主要な公共施設の整備的的な施行を確保する必要があります。

このように、大都市における都市の機能を維持し、及び増進するために行なわれる事業の用に供される土地を地方公共団体が先行的に取得する場合において、国が地方公共団体に対して、長期、低利の資金を貸し付けることとする必要があります。そこで、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、国は、地方公共団体に対し、首都圏の工業等制限区域または近畿圏の工場等制限区域内の工場等の敷地で、計画的に整備改善をはかる必要がある区域内にあるもの及び政令で定める大都市の秩序ある発展をはかるために整備されるべき主要な道路、公園等の公共施設で都市計画として決定されたものの区域内の土地の買い取りに必要な資金を貸し付けることができるものとしております。

第二は、貸し付け金の利率及び償還方法について定めております。

なお、この法律によります貸し付けに関する政府の経理を明確にするため、都市開発資金融通特別会計を設置することとし、今国会に都市開発資金融通特別会計法案を提出しております。

以上が都市開発資金の貸付けに關する法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

次に、同じく議題となりました交通安全施設等整備事業に關する緊急措置法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

重ねて申しますが、この法律案を提出する理由である。これが、この法律案を提出する理由である。

次に、ただいま議題となりました交通安全施設等整備事業に關する緊急措置法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

最近の道路における交通事故の増加は著しく、昨年の交通事故による死傷者は、死者一万二千五百人、負傷者四十万人にのぼっており、大きな社会問題となつております。人命の尊重は何ものにも優先すべき事柄であり、国民の大きな不安のもととなつてゐる交通事故については、早急にその防止対策を講ずる必要があります。

このような交通事故のうちに、横断歩道橋、信号機、歩道その他の交通安全施設が整備されていたならばその発生を防止できたと思われるものも相当数にのぼると考えられます。もとより、從来から都道府県公安委員会及び道路管理者におきましては、交通安全施設を整備し、道路における交通環境を改善するようつとめてまいつたのであります。が、遺憾ながら地方公共団体の財政的理由等により交通安全施設等の整備が著しく立ちおくれてゐるのが現状であります。

この現状にかんがみ、政府としましては、現に交通事故が多発している道路その他緊急に交通安全を確保する必要がある道路につきまして交通事故の防止をはかるため、交通安全施設等整備事業三ヵ年計画の作成その他交通安全施設等整備事業の実施に関して必要な事項を定め、もつてこれらの事業を飛躍的に促進する必要があると考え、この法律案を提出することとした次第であります。

第一に、国家公安委員会及び建設大臣は、緊急に交通安全を確保する必要があると認められる

道路を、都道府県公安委員会及び道路管理者の意見を聞いて、昭和四十年度以降三ヵ年間において交通安全施設等整備事業を実施すべき道路として指定することといたしました。

第二に、国家公安委員会及び建設大臣は、昭和四十年度以降三ヵ年間において実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないことといたし

ました。

第三に、都道府県公安委員会及び道路管理者は、指定された道路について、協議により実施計画を作成して、この計画に従つて交通安全施設等整備事業を実施しなければならないことといたしました。

以上がこの法律案を提出する理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○田村委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。各案についての質疑は後日に譲ります。

○田村委員長 建設行政の基本施策について質疑を行なひます。稻富凌人君。

○稻富委員 時間がありませんので、私、簡略に二、三点について質問いたいと思いますので、これもまた簡略に御答弁を願いたいと思うのでござります。

まず、最初にお尋ねいたいことは、工事契約についてお尋ねいたしたいと思うのでございまして、この法律案を提出したことといたした次第であります。

○稻富委員 それで、ただいまお尋ねいたしま

すのは、会計法二十九条によりますと、一般競争契約といふことが原則なんです。その原則にのつてることが非常に困難であるという事情があるとすると、これが原則なんですね。それが原則になると、この法の改正といふものになぜ取り組まないのか、またその法の改正の必要があると思つておられないのであるが、少なくとも法が原則論を出しておる以上は、その原則によることが当然であつて、しかもその原則によることが不都合であるならば、この法に対する改正なり何らかの方法をとるのが当然であらなければならぬと思うのであります。この点は工事契約の主体をなしておる建設省のほうではどういうふうに解釈をされておりますか、承りたい。

○瀬戸山國務大臣 一般論としては、一般競争入札

約、はたしてこれが指名競争契約といわれるようになります。建設業のさつき申し上げました事実をどういうように解釈していらっしゃるのか、この点も承りたいと思います。

○瀬戸山國務大臣 これは一般競争入札というのが理想的理論であろうと思います。ただ御承知のとおり、工事の質、規模、それに応する工事を施行いたしますと、建設業者と申しますか請負者、その規模、資格、あるいは経験、意圖、それと合わせなくちやなりません。ただ御承知のように、十万近い建設業者、あるいはそれ以上かもしれませんのが、そういう人がだれでも、どの事業でもできるという状態でございませんので、おおよそこのくらいの工事にはこのくらいの規模、いろんな技術、経験等がある人、いわゆるそれにふさわしい人を選んで、そしてある程度範囲をきめて、その工事に入札する資格があるということを一応選考いたしますと、それに適当な工事をさせるということが適当である、こういうふうなことから、おむね建設省ばかりでなくていわゆる公共事業等の仕事をやらせておる、こういうことでありまして、それ以上はさつきお話しになりました各種の法規に従つて入札をして落札をする、こういうことになつておるわけであります。

○稻富委員 それで、ただいまお尋ねいたしましたのは、会計法二十九条によりますと、一般競争契約といふことが原則なんです。その原則にのつておる以上は、さつきお話しになりました各種の法規が、それではさらく、こういうことまである。けれども入札をする場合には、私ごくまことに原則がうたつてある以上は、これによらなければいけないというものが法理論的な解釈になると思ひます。その点はどうでしよう。

○瀬戸山國務大臣 先ほど申し上げましたように建設工事等は、重ねて申し上げませんが、あいの特殊なケースでありますから、いわゆる一般公募入札といふものはこれこそ原則として不適当である。けれども入札をする場合には、私ごくまことに原則がうたつてある以上は、これによらなければいけないというものが法理論的な解釈になると思ひます。したがつて、その原則を廢止する改正は、必ずしも必要でなかろう、こういうことであります。

○稻富委員 それではさらく、いま指名競争契約が行なわれておる、競争契約である以上は、入札によつてお互いの意思を通じないで競争入札をすることは当然であると思うのですが、実際はこういうことが現在の段階において行なわれておると思われておるかどうか、ほんとうに競争入札が行なわれておるかどうか、この点はどういうふうに見ておられますか。

○瀬戸山國務大臣 私、内部のことを一々見ておませんからよくわかりませんが、いろいろ想像したり聞いたりいたしますと、やはりその仕事に

名を受けた業界においてもいろいろ検討するのだと思います。めちゃくちゃにやるということもあります、仕事の結果から見ても必ずしも適当でありますんし、いろいろ法律に書いてありますように、不正な手段を用いると、あるいは入札として非常に不適当であるとかいう場合がありますように、会計法その他によりまして厳重な処断をいたしますが、そういうふうに不適当な結果を及ぼさないものは、いわゆる公入札で現に入札をしておるわけでありますから、その間において被指名者がいかなる研究をするかということは、あえて干涉しません。しかしながら、もしまじこの入札に対しても指名競争入札者が話し合いでし、入札金額等も話し合って、順序等も決定して入札をする、こういう事実があつたとすれば、こういうものはやむを得ないことです、そういうふうに解釈をされておるのでございますか、この点を承りたい。

○瀬戸山國務大臣 やむを得ないというよりも、その結果非常に不当な入札が行なわれた、あるいはよく世間でいわれておりますように、談合等の不当な行為が行なわれておる、そういうことは法律上許しませんから、そういう事態が起りますれば、われわれとしては指名の取り消しその他の手段によって処斷をすることは当然だと思つております。

○山下委員 関連。いま大臣のお考え方、きわめて重大な問題だと私は思うのです。さきに建設関係をめぐつて、選挙資金云々で官房長が辞職をされなければならぬという事態の起きたことも御承知であろうと思うのであります。こういういわゆる公入札によらない工事関係の決定、そのようなことが、いろいろな情実を生み、あるいは業者間の談合となり、不正行為が行なわれる原因をつくるのではないかとわれわれは心配をするのであります。したがいまして、法律の中に、ただいま同僚稻富君が申されましたように、公入札で行なわれるのではないかとわれわれは心配をするのであります。したがいまして、法律の中に、ただいま同

○瀬戸山國務大臣 私は公入札が不適当であるということは考えておりません。ただ、いわゆる純然たる一般公入札ということは、必ずしも建設事業について是適当でないというのが普通である。たとえば何かの橋を発注いたします場合に、一般にどなたでもいいからということでは適当でない、やはりそれに相応する技術あるいは経験、資金あるいは人的構成、いわゆるそれをやり得る可能性を持つておるという資格を審査してそういう人々を何人か指名をしてやる。そして公然と入札をしてもらう。これが適当であるという判断で、従来からやつておる。全国的な問題題であります。地方公共団体も同じやり方をする。こういうことを申し上げておるわけであります。

○山下委員 きょうは関連質問でありますから、またいずれ他の機会に私の質問を申し上げる機会を与えていただくことにしまして、これ以上深追いはいたしません。

○稻吉委員 それで、ただいま大臣の口からも指名競争入札における談合ということはが出たのであります。すなはち、内々御承知だらうと思うのであります。少なくとももつと明朗な工事契約といふものが行なわれるような、こういう処置を考えておられるのであるかどうか。またそういうことをやる必要があるのでないか。こういう点から、私はこの入札に対して、ただいま山下議員が言いましたように、一般競争契約ということを原則論としてうたつておるということは、これは談合等が往々行なわれるから、そういうことを防ぐのだということがまず原則論としてあると私は思う。ところが実際これをやるということは、非常に広範囲であるし、事实上非常に困難な場合が多いということところから、指名競争契約というものを

採用しておるというのが事実であろうと思う。ところがこの指名競争契約を行なう場合等が行なわれる、また業者間に一つの圧力が加わる、こういう問題も往々にしてあっておりますから、こういう点を除去するためには何らかの方法を、これは政府として当然考えて、最も明朗な入札行方が行なわれるよう、こういうことを考えることが、当然じやないかと思うので、この点をただしておくわけでござりますが、これに対する大臣のお考え方を承りたい。

○瀬戸山國務大臣　いまの稻富委員のおつしやつたことは全くそうだと思つております。ただ私ども一々業者にいろいろお話ををするわけじゃありませんから、それはわからぬこともありますけれども、おつしやることは当然だと思つております。将来とも、そういう点でよく気をつけるようにいたしたいと思います。

○稻富委員　それからこの機会にいま一つこの点についてお尋ねいたしておきたいと思いますことは、かつて戦前におきましては、議員に職を奉ずる者は、あるいは県会議員は県の工事はやれないと、市町村会議員は市町村の工事をやれない、こういうような規定があつたけれども、いまでは姿を隠して、いろんな権力の座にある者が請負工事をやるとか、こういうことでしばしば問題を起しておられます。こういうことに対しても、何らかの一つの規制というか、方針を立てる必要があるのではないか。われわれは法改正とともに、こういう問題に対しても何か考える必要があるのではないかと思いますが、この点に対してもどういふうにお考えですか。

○瀬戸山國務大臣　政府委員からお答えいたしました。

○鶴海政府委員　現在の会計法におきましては、そのような規定による制限はございません。

○稻富委員　規定がないからいろいろ弊害が生じておるのだから、何かこういうような規定を設ける必要がないかということを私はお尋ねしております。

○鶴海政府委員 建設省関係のほうにおきましては、そういう関係で弊害があるという事例はでております。

○稻富委員 できていないとということで簡単に片づける問題ではない。わからなければ事例はなくありません。要するに、現に地方におきましても県会議員に職を率する者が県工事をやつて、そしていろいろ指名のときに問題が起つてくるわけなんです。こういうような弊害が往々生じております。指名のときに談合のできるような人を指名に入れる。これは自分の地位を利用し権力を利用してこういうことをやる弊害があるわけであります。だから建設省も、そういう弊害はありませんからといって傍観してこれを放任すべき問題ではない、かように考えますが、この点はいかがか。建設省でも、たゞいま山下委員が言いましたように、全く建設省の中からもそういう問題を生じてくるのでありますから、こういうことを考える必要があると思います。

○瀬戸山国務大臣 私、不敏にしてこまかい実例を承知しておりませんが、いまお訴しのようなことは必ずしもないとは限らないと思います。でありますから、私どもは指名をいたします場合に公平を旨としておる、この一語に尽きるわけであります。しかしどなたが受けられるかということは、これは入札の結果でありますからこちらからとやかく言うべきものじゃありません。ただ、いまお訴しのようなことが実例としてある場合もあると思います。今後よくそういう点を注意いたしまして、都道府県に比較的事例があるのじゃないかと思いますが、これは直接できませんけれども、私どものほうからやはりそういう指導をいたしたい、かように考えております。

○稻富委員 これは結論というものはいま大臣が言われたのように公平なしかも明朗な契約をすることが必要であるし、あるいはこの指導も十分建設省でやらなければいけないと思う。指導だけではできないときには場合によつたら法の改正もやら

なくちやいけない。そういうことが最も必要であると思えばこそ、われわれがこういうことを言つてゐるのであつて、これに対するよく検討してもらいたい。いま申し上げましたように、原則論で触れないからということで指名契約等の競争が行なわれているのだから、この点の趣旨も十分勘案して、これが実施にあたっては明確な制度、明瞭な競争が行なわれるようにならなければいけない。さらにもう一つは、こういうことになりますと最近非常に地方においては大企業が進出してくる。そして中小業者といふものが非常に押えられるというような傾向があるので、この点のこともあるわせて、公平にやるという意味からその性格、性質等も検討して入札、指名等には考へるということも、これは一つの政治上の問題として考へなければならない問題ではないか。こう考へるわけなんです。こういうことに対する考え方を承りたいと思います。

○瀬戸山國務大臣

いまの前段のことは今後よく注意をいたすようになりますが、後段にお話しになりましたことは、これは從来からしばしば当委員会などでも問題として検討されております。実際問題として建設業界は御承知のように大中小、小の今まで非常にありますから、しかも最近、經濟の停滞等によりまして民間事業といふものが少なくなつた、大企業が中小の工事に非常に、まあ手を出すといひますか、入り込んでくる。こういう事態に對して中小企業——一般の中企業もそうですが、建設業の中における中小企業の育成強化、こういう点からも從来しばしば私どもも検討いたしましたし、当委員会でもありますから、その問題は、あるいは指名業者最近とみにそれが顕著になつてきている。これに対する対策を講じなければならぬ。ただ、さつき申し上げたように、やはり一種の競争入札であります。單なる一般競争入札では全部、それこそとばが言い過ぎかもしれないけれども、弱肉強

食の事態が起ころ。したがつてこの程度の規模であればこの程度の業者でよろしいといふ判別はきるが、これが実施にあたってはよく検討してもらいたい。いま申し上げましたように、原則論で触れないからということで指名契約等の競争が行なわれているのだから、この点の趣旨も十分勘案して、これが実施にあたっては明確な制度、明瞭な競争が行なわれるようにならなければいけない。さらにもう一つは、こういうことになりますと最近非常に地方においては大企業が進出してくる。そして中小業者といふものが非常に押えられるというような傾向があるので、この点のこともあるわせて、公平にやるという意味からその性格、性質等も検討して入札、指名等には考へるということも、これは一つの政治上の問題として考へなければならない問題ではないか。こう考へるわけなんです。こういうことに対する考え方を承りたいと思います。

○稻富委員

この点につきましては、指名競争入札のいいところを生かして、十分ひとつ中小企業者、地元業者等を生かすような方法をお考へいたい。大臣もそのようになりますから、これに対する質問は終わりたいと思います。

次に、住宅対策について聞きたいと思いますけれども、時間がありませんので、ただ一言だけ建築関係についてお尋ねしたいと思うのですけれども、最近は、御承知だと思いますが、大業者がそれぞれ地方に支店、営業所、出張所等を設けまして、それがたかも独立採算みたいに、地方の中企業と同列のかつこうで地方のほうに入り込んだ、こういう事態が非常に多くなつておりますから、この点を相当調整いたしませんと、いわゆる地元業者、あるいは中小企業が非常に圧迫を受けておる。こういう点については、さつきも申し上げましたように事業の発注単位を相当引き上げまして、いわゆる中小以下の業者も相当な程度の仕事ができるような措置を講ずる。同時に、相当地元業者、あるいは中小企業が非常に圧迫を受けておる。この点については、さつきも申し上げましたように事業の発注単位を相当引き上げまして、いわゆる中小以下の業者も相当な程度の仕事ができるようになりますが、この点につきましては指名をしない、こういう方法も講じております。これは党の話であります。これが建築基準法の実行にあたってはどういう指導、どういう対策をやられておるのであるか、この機会に承つておきたいと思います。

○瀬戸山國務大臣

こまかい点については住宅局長から御説明申し上げますが、いまお話しのとおりに、建築について建築基準法、あるいはその他消防法等によつて、災害が起らぬようになりますが、政府はこの建築基準法の実行にあたってはどういう指導、どういう対策をやられておるのであるか、この機会に承つておきたいと思います。

○尚政府委員

いま大臣がお話し申し上げましたように、具体的にこれを是正する方法をいたしました。

それは、まず建築基準法に定められた建築確認申請というものを周知徹底して執行させることであると思います。御承知のように、無届けで建築する者はまだ必ずしも絶対になつておりますので、これにつきまして、いろいろな角度からこれを周知徹底するということをございます。

それからいま一つは、確認申請をいたしまして、巡回体制を強化いたしまして、無届けで出している建築というようなものを早くつかまえることを極力すべきであろうと思います。

それからいま一つは、確認申請をいたしまして、ちゃんと竣工検査をいたしましても、その後その建物の利用状況につきまして、いまの建築基準法ではこれを全部規制することができないことがあります。そのうち、建築構造をいじりながら御説明申し上げますが、いまお話しのとおりに、建築について建築基準法、あるいはその他の消防法等によつて、災害が起らぬようになりますが、政府はこの建築基準法の実行にあたつては定期検査の制定があり、またあるいは届け出で、そのほうもいま御説明を頼つておりますが、もちろん建設省としても検討いたしております。

そこで申しますが、今後は旧二級国道をたんだん直轄で大規模な工事をしていきますから、この点で、もとは都道府県が発注しておられますのは建設省直轄で発注するようになります。そうすると全部大業者が入るということになります

て、あるいは町村、市等において手が足らないでありますので、これらを是正するためには、必要な

